

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人晃成会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県各務原市蘇原大島町 5-167

(3) 設立認可年月日 平成 2 年 8 月 28 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 年 9 月 11 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	小野木 章人	
理 事	小野木 美江子	
同	小野木 晃	
同	小野木 京子	
監 事	小野木 巳奈	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	小野木医院	2110502347	岐阜県各務原市蘇原大 島町 5-167	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 7 年 5 月 20 日 令和 6 年度決算の決定

様式 2 6 - 3

法人名 医療法人 晃成会
所在地 岐阜県各務原市蘇原大島町5-167

※医療法人整理番号 0 0 2 1 2

財 産 目 録
(令和8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	235,138 千円
2. 負 債 額	4,711 千円
3. 純 資 産 額	230,427 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		117,603
B 固 定 資 産		117,535
C 資 産 合 計 (A + B)		235,138
D 負 債 合 計		4,711
E 純 資 産 (C - D)		230,427

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 4 (旧法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 晃成会
所在地 各務原市蘇原大島町5-167

※医療法人整理番号 0 0 2 1 2

貸 借 対 照 表
(令和8年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	117,603	I 流 動 負 債	4,711
II 固 定 資 産	117,535		
1 有 形 固 定 資 産	17,757	負 債 合 計	4,711
2 無 形 固 定 資 産	57	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	99,721	科 目	金 額
		I 資 本 金	12,600
		II 利 益 剰 余 金	217,827
		純 資 産 合 計	230,427
資 産 合 計	235,138	負債・純資産合計	235,138

様式 2 6－2－2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 晃成会
所在地 各務原市蘇原大島町5-167

※医療法人整理番号 00212

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	111,089
2 事業費用	108,559
事業利益	2,530
II 事業外収益	1,121
III 事業外費用	70
経常利益	3,581
税引前当期純利益	3,581
法人税等	689
当期純利益	2,892

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 晃成会

理事長 小野木 章人 殿

私は、医療法人晃成会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 20 日

医療法人晃成会

監事 小野木 巳奈